

佐賀県告示第三百三十八号

佐賀県後期高齢者医療財政安定化基金運営要綱（平成二十年佐賀県告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例に係る交付金の交付手続等についての準用）

2 第四条から第六条まで、第十三条及び第十四条の規定は、法附則第十四条の二の規定による交付金の交付について準用する。この場合において、第四条中「第一百六条第一項第一号に掲げる事業に係る」とあるのは「附則第十四条の二の規定による」と、「特定期間の最終年度の十二月十日」とあるのは「知事が別に定める日」と、第十三条第二項第二号中「後期高齢者医療財政の不足額を補填する」とあるのは「保険料率の増加の抑制を図る」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。